

令和7年度 障害者支援施設指導監査結果

■ 令和7年度は障害者支援施設に対する指導監査を6件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	障害者支援施設	障害者支援施設いずみ園	社会福祉法人ならやま会	実地監査	無	
2	障害者支援施設	障害者支援施設ボイス	社会福祉法人史明会	実地監査	無	
3	障害者支援施設	障害者支援施設ボイス西ノ京	社会福祉法人史明会	実地監査	少なくとも1名の利用者について、個別支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）を開催していなかった。 今後は、個別支援計画の作成に当たっては、個別支援会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めること。 なお、改善報告に当たっては、指導監査後に新規利用者がいる場合に限り、当該利用者の個別支援計画の作成に当たって開催した個別支援会議の記録を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第6項】	指導に従い、法令を遵守し個別支援計画を作成します。指導監査後から現在まで新規の利用者はいません。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
4	障害者支援施設	フリーシュタッド なががわⅠ番館	社会福祉法人 中川会	実地監査	利用者から徴収している入院外泊期間中の居室確保に要する費用について、特別な居室の提供に必要な費用もしくは、その他の日常生活費として徴収するために遵守すべき要件のうち、次の事項を満たしていないにもかかわらず、徴収が行われていた。 (特別な居室の提供に必要な費用) ・指定障害者支援施設等の特別な居室の定員の合計数を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条に規定する運営規程に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。 ・特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。 (その他の日常生活費) ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収は認められないこと。 ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 また、当該施設は入院・外泊時加算を算定すると規定しているにもかかわらず、居室の確保を利用者の希望性としているため、当該加算の算定要件と整合性を欠いている。 ついては、入院外泊中期間中の居室確保に要する費用について、徴収を見直すこと。 なお、改善報告に当たっては、当該費目の徴収見直し後の重要事項説明書を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第3項第3号、厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて】	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る、基準、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについてに基づき重要事項説明書の変更を行った。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				利用者から徴収している共用部の修繕積立金及び施設維持管理費（利用者の故意又は過失による汚破損に係る修繕等に要する費用を除く。）について、その他の日常生活費として徴収するために遵守すべき要件のうち、次の事項を満たしていないにもかかわらず、徴収が行われていた。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収は認められないこと。 ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 また、敷金等に準ずるような位置付けであると仮定した場合においても、徴収された費用の取扱いが不明な状態かつ原状回復費についても不明な状態での徴収に該当することから、徴収は適切ではなく、居室等の原状回復費等についても、その都度で徴収することが妥当な取扱いである。 については、共用部の修繕積立金及び施設維持管理費について、徴収を見直すこと。 なお、改善報告に当たっては、当該費目の徴収見直し後の重要事項説明書を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第3項第3号、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて、共同生活援助事業および施設入所支援事業における敷金等の取扱いについて】	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて、共同生活援助事業及び施設入所支援事業における敷金等の取扱いについてに基づき重要事項説明書の変更を行った。
				少なくとも1名の利用者について、利用契約時の個別支援計画の作成に係るアセスメントをサービス管理責任者以外の者が実施していた。 個別支援計画の作成に関する業務は、サービス管理責任者の責務であるため、他の利用者についても点検を行うとともに、今後のアセスメントに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第2項、第4項】	自己点検の結果、利用契約時の個別支援計画の作成にあたってサービス管理責任者以外のものがアセスメント作成を行っていた。令和7年12月4日以降、該当利用1名に説明の上、アセスメントシートを作成し同意を得た。今後は適切に業務が行われるようにいたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				少なくとも6名の利用者について、変更前の個別支援計画の作成日から6月を経過しているにもかかわらず、モニタリングのほか、個別支援計画の変更に係る個別支援会議を開催しないまま、個別支援計画を変更し、利用者等の同意を得ていた。 今後、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 また、個別支援計画の変更に当たっては、アセスメントの実施及び個別支援会議の開催等、必要な業務を適切に行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第9項、第11項】	自己点検の結果、変更前の個別支援計画の作成日から6カ月を経過しているにもかかわらず、モニタリングのほか、個別支援計画の変更に係る個別支援会議を開催しないままの、個別支援計画未作成者が6名いた。令和7年6月25日以降、サービス管理責任者は当該者6名に説明の上、アセスメント、モニタリングを行うとともに、個別支援計画作成の上、会議を開催し同意を得た。今後は適切に業務が行われるようにいたします。
				少なくとも4名の利用者について、変更前の個別支援計画の作成日から6月を超えてから個別支援計画を変更し、利用者等の同意を得ていた。 今後、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第9項、第11項】	自己点検の結果、4名の利用者について変更前の個別支援計画の作成日から6カ月を超えてから会議を開催し、個別支援計画の同意を得ていた。今後は適切に業務が行われるようにいたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
5	障害者支援施設	フリーシュタッド なかがわⅡ番館	社会福祉法人 中川会	実地監査	利用者から徴収している入院外泊期間中の居室確保に要する費用について、特別な居室の提供に必要な費用もしくは、その他の日常生活費として徴収するために遵守すべき要件のうち、次の事項を満たしていないにもかかわらず、徴収が行われていた。 (特別な居室の提供に必要な費用) ・指定障害者支援施設等の特別な居室の定員の合計数を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条に規定する運営規程に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。 ・特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。 (その他の日常生活費) ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収は認められないこと。 ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 また、当該施設は入院・外泊時加算を算定すると規定しているにもかかわらず、居室の確保を利用者の希望性としているため、当該加算の算定要件と整合性を欠いている。 ついては、入院外泊中期間中の居室確保に要する費用について、徴収を見直すこと。 なお、改善報告に当たっては、当該費目の徴収見直し後の重要事項説明書を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第3項第3号、厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて】	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る、基準、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いに基づき重要事項説明書の変更を行った。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				利用者から徴収している共用部の修繕積立金及び施設維持管理費（利用者の故意又は過失による汚破損に係る修繕等に要する費用を除く。）について、その他の日常生活費として徴収するために遵守すべき要件のうち、次の事項を満たしていないにもかかわらず、徴収が行われていた。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収は認められないこと。 ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 また、敷金等に準ずるような位置付けであると仮定した場合においても、徴収された費用の取扱いが不明な状態かつ原状回復費についても不明な状態での徴収に該当することから、徴収は適切ではなく、居室等の原状回復費等についても、その都度で徴収することが妥当な取扱いである。 については、共用部の修繕積立金及び施設維持管理費の徴収について、徴収を見直すこと。 なお、改善報告に当たっては、当該費目の徴収見直し後の重要事項説明書を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第3項第3号、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて、共同生活援助事業および施設入所支援事業における敷金等の取扱いについて】	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて、共同生活援助事業及び施設入所支援事業における敷金等の取り扱いについてに基づき重要事項説明書の変更を行った。
				少なくとも3名の利用者について、変更前の個別支援計画の作成日から6月を超えてから個別支援計画を変更し、利用者等の同意を得ていた。 今後、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第9項、第11項】	自己点検の結果、3名の利用者について変更前の個別支援計画の作成日から6ヵ月を超えてから会議を開催し、同意を得ていた。 今後は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行い少なくとも6ヵ月に1回以上計画の見直しを行う等、適切に業務遂行いたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
6	障害者支援施設	陽気園	社会福祉法人 ききょう会	実地監査	居室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 なお、改善報告に当たっては、ブザー又はこれに代わる設備を設けたことが確認できる資料を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項第2号】 居室として使用する区画を談話室に変更しているにもかかわらず、変更の届出を行っていなかった。 ついては、速やかに奈良市障がい福祉課に変更の届出を行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項】 個別支援計画を作成又は変更する際は、サービス管理責任者は、個別支援会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、アセスメント又はモニタリングを経て作成された個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。 また、個別支援会議を開催した際は、記録を作成し、適切に保管すること。 なお、改善報告に当たっては、個別支援会議の記録様式を提出するとともに、運営指導時に確認を行った3名の利用者について、運営指導後に個別支援計画を変更した場合に限り、変更に係るモニタリングの記録及び個別支援会議の記録を提出すること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第6項】 少なくとも1名の利用者について、個別支援計画の同意を得ることなく、サービス提供を開始していた。 また、別の利用者1名についても、変更した個別支援計画の対象期間の始期までに利用者の同意を得ていなかった。 ついては、他の利用者についても点検を行うとともに、今後の個別支援計画の作成に当たっては、対象となるサービス提供の開始前に文書により利用者の同意を得ること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第22条第1項、第23条第7項】	利用者各居室に呼び出しボタン、各フロアスタッフルームに受信機を設置しました。 また、必要に応じて室内へのカメラの設置(一時的、本人および保護者の同意要)を行います。 その他、運用面においても、夜間巡回の回数を増やす(1時間に1回)などし、利用者の安全確保に努めます。 現在の正しい区画に沿った変更申請を行いました。 なお、令和8年2月に改築を行い、新たに2階に居室および洗濯室を設けておりますので同時に申請しました。 個別支援計画の作成手順に漏れのないよう、手順を再度確認するとともに、あらたに記録様式を定めます。 サービス利用開始前に保護者(本人)と契約を行う際、同時に個別支援会議を実施して個別支援計画の同意を取る。 必ずサービス開始前に同意が取れるよう、印鑑を持っていなくても署名でも可能というルールに変更します。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				少なくとも1名の利用者について、変更前の個別支援計画の対象期間の始期から6月を超えた後に個別支援計画を変更し、利用者等の同意を得ていた。 また、別の利用者1名については、変更前の個別支援計画の対象期間の始期から6月を超えた後にモニタリングを行い、個別支援計画を変更していた。 ついては、他の利用者についても点検を行うとともに、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第9項、第11項】	個別支援計画の適用期間に空白がないよう、個別支援計画様式に「適用期間欄」を設けて管理します。